

図書寮文庫形成前史 — 侍講局と古典籍 —

植田 真平

はじめに

現在宮内庁書陵部が所蔵する古典籍・歴史資料群のうち、公文書類を除く一群は「図書寮文庫」と呼ばれ⁽¹⁾、その名称は明治十七年（一八八四）に宮内省に設置された図書寮に由来する。その中身は、前近代の禁裏文庫の一部⁽²⁾をもとに、江戸幕府の紅葉山文庫⁽³⁾から引き継がれたもの的一部や、明治以来宮家や大名家・公家等から家蔵文書としてそれぞれにまとまった形で献納された史料群、および「新収本」とよばれる個別に収蔵された史料等⁽⁴⁾によって構成されている。

これらについては、前近代における文庫（史料群）の成立・変遷過程の解明や、個々の典籍の書誌学的研究が進められ、また、前近代の原蔵状況と現況との比較分析をとおして、近代の文庫形成の過程も明らかにされつつある⁽⁵⁾。しかし、その研究視角には問題点も見受けられる。一点は、近代文庫史の始点が明治十七年の図書寮設置に置かれており、二点目は、献上・購入といった集積過程に注目が集まり、保存管理の実態が看過されているこ

とである。つまるところ、明治初年から同十七年に図書寮が設置されるまでの間、宮内省においてこれらの史料群がどのようなかたちで収蔵・管理されていたかについては、必ずしも明らかにされていない。

そこで注目すべきが、図書寮設置以前に宮内省で古文書・古典籍を管轄していた侍読局・侍講局の存在である。宮内省所管の古典籍類は、侍読局や庶務課等複数の部局で管理されていたが、なかでも侍読局・侍講局はその中心的な役割を果たすものであった。にもかかわらず、これまで如上の視点から解明の目が向けられてきていない。

侍読は、明治天皇の学問に奉仕するため設置された官職で、明治三年、加藤弘之が侍読となって政治や歴史を進講したのに始まる。明治八年に侍講へと改称され、同十八年に廃止されるまで、福羽美静や元田永孚、伊地知正治らが侍読・侍講を命じられて、天皇に和漢洋の書を進講した。侍読局・侍講局は、この侍読・侍講のもとで諸事務を管掌するため、宮内省に置かれた組織で、数名の職員が侍講の進講状況の把握や、進講用その他御料分として購入・献上された図書・新聞の管理を行っていた。その一環として、古典籍類の取り扱いにも携わっていたのである。明治十年八月には、文学御用掛が侍

講局に付属され、十二年四月には御系譜・御陵墓両掛の事務も管掌するなど、その業務の幅を順次広げている。⁽⁶⁾なお、侍読局から侍講局への改称は、明治八年の侍講改称によっているが、以下本稿では煩を避けて原則的に「侍講局」の呼称に統一する。

その侍講局の職務日誌として書かれたのが、宮内公文書館所蔵『侍読日記』（請求番号二四五〇二・二四五〇三）・『侍講日記』（請求番号二四五〇四・二四五一五）である（以下、両日記を『日記』と略記）。前者は明治六年十月七日～同七年末、後者は明治八～十九年、年末を除くほぼ毎日書かれ、主に侍講の進講状況と職員の出勤状況、図書管理にすることが記述されている。登場する図書の多くは当時の新刊書籍や新聞類であるが、古典籍に関する記事も随所に見え、その調査整理や保存管理の様相がうかがえる。本稿ではその調査・管理の実態を紹介し、図書寮文庫の前史の一端を明らかにしたい。

一 古典籍の移入

まずは、当該期に移入された典籍群の推移について見てみたい。『日記』中最初にその推移が見えるのは、明治六年旧土佐藩主山内家献上の山内本である。

【史料1】『侍読日記』明治六年十月十日条（部分）

一、山内従五位豊尹ヨリ書籍百函献上、

最後の藩主豊範（豊信の養子）の宮内省宛て言上状⁽⁷⁾には、「亡父豊信存生中愛蔵仕候漢籍類、私弟豊尹分与仕置候所、（中略）別紙目録之通り、献納仕度段、私迄申出候間、御許可被 仰付候得者、難有仕合奉存候、」とあり、侍読局でも【史料1】のとおり義弟豊尹（豊信実子、分家）の献上と認識していた。総点数は一二九書目、一〇〇箱、三七六三点⁽⁸⁾。その内容は、次の【史料3】に見えるように、『歴代名臣奏議』や『飛鴻堂印譜』、『訥庵集古印存』等の漢籍類であった。以下、その経緯を見てみると、

【史料2】『侍読日記』明治六年十一月二十七日条（部分）

一、山内献上之書籍百箱、御広間江移し替之事、

【史料3】『侍読日記』明治六年十二月三日条（部分）

一、午前第九時、兼而山内献上之御書籍百箱之内八十三函、御花畑前二番御蔵二階江運入相成候事、

（中略）

一、過日山口献上之書籍之内、朱子文集・歴代名臣奏議・八大家夫鈔・^(三)

魏全集（篆字彙・各合五箱、右当詰所御預り之事、

一、飛鴻堂印譜・訥菴集古印存・趙凡夫合三箱、右御料山口献上之分、

杉大丞拝借之旨、元田永孚侍従毛利^(七)北条ト伝達候様、申込候事、

献上された山内本一〇〇箱は、いったん広間に移されたのち、大半の八三箱が花畑前二番御蔵二階に移され、五箱は侍講局詰所の預かり、三箱は杉孫七郎へ貸出となった。残りの九箱については、記述がなく不明である。【史

料2】の「広間」や【史料3】の「御花畑前二番御蔵」はおそらく、この年の五月に皇居が全焼した後、仮皇居となった赤坂離宮のものであろう。

こうした侍読局への古典籍の移入を見る上では、御池庭並御内庭御文庫本（以下、御池庭本と略記）に関する記述も興味深い。御池庭本は、京都御所内の御池庭・御内庭両御文庫に収蔵されていた古典籍群であり、明治七年三月の宮内省の求めに⁹⁾応じて、同年四月に京都から移送され、侍読局の所管となった。推移は次のとおりである（傍線筆者）。

【史料4】宇田淵送状（『侍講局 図書録（自明治六年至明治七年）』（識別番号乙二六七）明治七年第一号）

御池庭並御内庭御文庫ニ収蔵候之御書籍、悉皆取揃相廻し可申旨、過日御達ニ相成候ニ付、別紙入記之通、去四日十六箇^①、六日十六箇^②、回漕ヲ以差出し候間、到着之上、御改御落手可給候也、

明治七年四月十日

追而、右御池庭忝番・御内庭忝番御文庫ニ有之候分ニ而、御池庭ニ番御文庫之分ハ、近日取出し御廻し可申候、

右入記之内、目録外ト有之候ハ、従前御書籍目録ニ記載無之候へ共、今度点検致し候現在之分ニ候、尤其外ニも冊数多少等、従前目録と相違之分も有之候、左様御承知可給候、

印落と有之候ハ外箱^トへ入候節記載儀ニ相成候分ニて、番号何れとも不相分候へとも、詰り右四日^①十六箇箱之内ニハ入置候訳ニ候条、此段御心得ニて御点検所希候也、

宇田^淵従五位

宮内省御中

【史料5】『侍読日記』明治七年四月十四日条（部分）

一、西京御文庫之書籍イ印^タ夕印^迄十六箇到着相成候ニ付、御玄闕・御廊下へ積置候事、

但、本月十日出宇田淵^タ之書状并目録共忝綴、本省竹田大録より受取預置候事、

【史料6】『侍読日記』明治七年四月十五日条（部分）

一、西京御池庭御文庫之御書籍十六箇到着ニ付、吹上御土蔵へ運び、荷数改之上、相納候事、

但、承^{根本}彌出張いたし候事、

【史料7】宇田淵送状（『侍講局 図書録（自明治六年至明治七年）』明治七年第一号）

御池庭ニ番御文庫ニ有之候御書籍取出し、別紙入記之通、昨十五日回漕ヲ以差出し候間、到着之上御改御落手可給候也、

明治七年四月十六日 宇田^淵従五位

宮内省

御中

【史料8】『侍読日記』明治七年四月十七日条（部分）

一、本日西京之御書籍九箇、吹上御文庫へ相納候事、

但、根本出張之事、

【史料9】『侍読日記』明治七年四月十九日条（部分）

一、西京御書籍七箇仕人⁽¹⁾ 光保取扱、吹上御土蔵へ相納候事、

（中略）

一、西京御文庫⁽²⁾二有之御書籍三箇、本日十五日回漕ヲ以指出候旨、宇田從⁽³⁾

五位の書面到来、

【史料10】『侍読日記』明治七年四月二十五日条（部分）

一、西京御池庭御文庫之御書籍三箇到着ニ付、吹上御文庫へ指送り候事、

【史料11】宮内省録回答書控（『侍講局 図書録（自明治六年至明治七年）』明治七年第一号）

御池庭并御内庭御文庫ニ收藏之御書籍イ号⁽¹⁾のフ号迄⁽²⁾三拾六箇、甲乙号式箇⁽³⁾

回漕ヲ以御差立被成候旨、別冊入記ヲ添、四月十日・同十六日⁽⁴⁾両度御指出⁽⁵⁾

之御書面、無相違相達致領収候、御荷物之儀ハ、同月十五・十九・廿五日⁽⁶⁾

と二度ニ到着相成候間、荷数相改候所、前書之通相違無之候、尤御書籍箱⁽⁷⁾

多分破損、各書紛敷致候ニ付、委細之儀ハ書目へ比較取調之上、追而可申

入候得共、先此段及御答候也、

明治七年五月十七日 宮内省録

從五位宇田淵殿

以上の史料からこの御池庭本の移送状況を整理すると、次のようになる

（丸番号は史料傍線部に対応）。

① 一六箱（御池庭一番・御内庭一番文庫、イ印→夕印・印落）→京都（四日）

↓宮内省→侍講局↓玄関・廊下（十四日）↓吹上御文庫（十五日）（史料

4・6・11）

② 一六箱（同前、レ印→フ印）→京都（六日）↓宮内省→侍講局↓吹上御文

庫（十七・十九日）（史料4・8・9・11）

③ 三箱（御池庭二番文庫、甲・乙号）→京都（十五日）↓宮内省→侍講局↓

吹上御文庫（二十五日）（史料7・9・10・11）

こうして段階的に東京へ移送され、侍講局に移管された御池庭本三五箱は、

吹上御文庫に収められた。⁽¹⁰⁾【史料4】とともに送られた目録「御池庭並御内

庭御文庫書目」⁽¹¹⁾によって、【史料4・11】に見えるイ印→フ印・甲・乙およ

び「目録外」「印落」の書目の全容を知ることができる。箱によって歌書や

漢籍に区別されて收藏されており、総計は書目六〇〇超、点数一八二〇〇超

に及ぶ。なお、同日録には「次朝」「速」「高田」「松林」「俊顕」の朱印とと

もに、朱書きで員数等の訂正が加えられており、侍講局細田次朝や直丁高田

某らによる同年中の吹上御文庫内調査（『日記』同年十二月十二日条ほか）

の際になされたものと考えられる。

また、明治十一年には、侍従や庶務課等宮内省内の他部署所管の宸翰・画

像類が、すべて侍講局に移管された。

【史料12】『侍講日記』明治十一年一月三十一日条（部分）

一、是迄、宸翰・御画像類侍講・侍従・庶務課等預リニ相成居、区々ニ而

不都合ニ付、以来一切侍講へ被預候間、精細取調、夫々区分相立、目

録ヲ製シ、尚新規長持ニ入レ、今般出来相成候御庫江相蔵め置候様、香(敬)川書記(官)被達候旨、和田三等属より伝達有之候ニ付、元田侍講(永孚)へも此旨申立候事、

【史料13】『侍講日記』明治十一年二月十五日条(部分)

一、宸翰類四軸・巻帖、侍従預り之分、本日北条侍従(氏恭)ヨリ受取、以来侍講預りニ相成之事、

但、委細ハ、宸翰目錄へ記入シ、第(マ)御文庫へ蔵ム

移管の理由は、【史料12】に「区々ニ而不都合ニ付」とあり、分散管理による弊害があったことがうかがえる。収蔵先は「今般出来相成候御庫」とあるが、【史料14】には御文庫の番号が空欄になっており、その後の推移もうかがえない。ただ、同年中に常務掛から受け取った「後醍醐天皇宸翰式箱・延喜帝宸翰巻箱」(『日記』同年五月九日条)や、購入した「亀山・後小松・称光・後花園・後土御門・後柏原・後奈良七天皇宸翰(内後花園天皇ハニ軸)各箱入」(『日記』同年五月二十四・二十五日条)が第五御文庫に収蔵されていることからすると、【史料12・13】の侍従旧所管の宸翰類も同所に収められたと考えられる。

そのほか、十一年四月四日条「華頂宮御蔵書西洋書百九拾四冊」や、後掲【史料24】の十一年十月二十六日条「静寛院宮御書籍式長持」等皇族の旧蔵書も引き取っている。

以上のように、明治六〇十一年のわずか五年の間に、旧大名家蔵書・京都所在古典籍・宮内省内の宸翰類・皇族旧蔵図書を集積し、侍講局はその所管

図書を急増させた。侍講局は宮内省における古典籍・歴史資料の一大集積所となり、保存管理の中心的な役割を担っていたのである。

その後、明治十二年に新設された宸翰御用掛への一部移管も見られるが、明治十五年の吉田豊辰献納本(七九書目、八六冊四折)や、十六年、式部寮本(二〇七書目、四一六〇冊)、御系譜課本(四一四書目、二二八四冊、うち新井白石旧蔵本一七二書目、三四一冊)、御陵墓課本(一一三書目、八一三冊)の移管があり、一定して侍講局所管図書は増加傾向にあった。⁽¹³⁾

二 各書庫の様相

では、そのような膨大な所管図書が、侍講局ではどのように管理されていたのか。前節より、侍講局管轄下に「御花畑前二番御蔵」や「吹上御文庫」と複数の書庫があったことがうかがえるが、『日記』を通覧すると、このほかに賢所脇・第三・第四・第五・新築の各「御文庫」のあったことがうかがえる。本節ではそれぞれの様相や推移について見てみたい。

1 吹上御文庫

『日記』中、もつとも多く登場するのが吹上御文庫であり、前掲【史料6】「吹上御土蔵」がその初出である。その名のとおり、宮城内の吹上にあったことは、『日記』八年四月五日条に「皇城吹上御文庫」とあることから判明する。「吹上牛乳舎脇御文庫」(『日記』十年二月七日条ほか)とも記されており、乳牛舎と並んでいたようであるが、御文庫・乳牛舎ともに吹上内の詳しい場所は不明である。明治六年の大火では、吹上一帯は延焼を免れているから、御文庫も火災以前から書庫として使用されており、被災せずにそ

のまま継続したものと考えられる。吹上は「其の地質卑湿の患なき」¹⁵⁾地でもあった。

吹上御文庫の蔵書全体については、宮内公文書館に『吹上御文庫書籍目録写』（請求番号七〇〇一九、以下『吹上目録』と略記）があり、全容と収蔵の実態を知ることができる。この目録は、七年十月七日に、「一ト通り取調済」として葉室長順・雑掌細田次朝に提出された「別記書目」（『日記』同日条）のことと思われ、また、八年八月三・三十日条にある「吹上御文庫書籍目録」もこれを指していると見て間違いないであろう。

『吹上目録』は、イからスまで書名のイロハ順に配列されており、漢籍や和書等の種類による区別は基本的でない。さらに興味深いのは、この配列が御文庫内の配置をそのまま反映していることである。具体例として、『吹上目録』の「ワ」の部を引用してみよう。

【史料14】『吹上御文庫書籍目録写』「ワ」の部

和漢朗詠	二卷	一巻
和漢三才図絵	全八十一冊	一巻
王文格公集	全八冊	一巻
ワ印第一	雑書	一箱
内		
和名類聚鈔	全五冊	
倭朝姓氏譜	全三十冊	
和論語	全十冊	
和漢音釈書言字考節用集	上中下三冊	

和朝名勝画図 全五冊
(後略)

このように、個別に箱入りのものが筆頭に列記され、その他のものが「雑書」として「ワ印第一」の箱に収められ、同目録に記された。¹⁷⁾分量の多い「イ印」等は、「第一」〜「第四」の箱があり、「第三」までは「歌書雑々」として特に歌書のみ分類、収蔵されていた。さらに分量の多い「コ印」や「シ印」等は、戸棚一棹が用意され、「左一区」「右六区」など戸棚内の配置別に記されている。そのほかに、「目録外」（図面類や宸翰類、「雑書類」、「日記類」など）と「仮皇居へ取寄之分」が末尾に記されており、『吹上目録』に記されたもののうち、数のはっきりするものの総計は、書目二二四六種、点数一五九四〇点、箱数四四六箇、戸棚五棹に及ぶ。

以上は、明治七年頃の状況であるが、同十一年には、廃止となった賢所協御文庫の収蔵分も引き取り（後述）、蔵書を増やしている。

吹上御文庫の蔵書の多くは和書や漢籍であり、『日記』中に多く見える新刊書籍や新聞類が収蔵されていた様子は見当たらず、洋書も「目録外」にある九冊（二箱）のみである。『日記』十二年三月十八日条には、宸翰類や元勅封物を複数収蔵していることが見え、吹上御文庫が貴重書庫として機能していたことがうかがえる。『吹上目録』上の配列、すなわち箱・戸棚内の配置に、種別等による明確な区分や基準は見いだせないが、前述のとおり「歌書」だけは、箱別に分類されることもあった。これは、単に歌書の分量が多かったことにもよるが、次に示すように、和歌文学に対する関心の高まりも背景にあったのではないだろうか。

というのも、明治十二年、中山忠能らによる大がかりな調査が、吹上御文庫に入っている（『日記』同年二月二十四日・三月二十八日・五月十日条等）。

その調査メンバーは「従一位中山忠能・従一位近衛忠熙・正二位久我建通・正二位嵯峨実愛・従三位三条西公兄・正四位長谷信成・従四位藤堂高潔・従四位前田利邇・従四位石山基正・従五位京極高典」（『日記』同年三月四日条）と錚々たる面々であった。このうち、中山・近衛・久我・嵯峨は文学御用掛、三条西・長谷・藤堂・前田・石山・京極は御書籍御道具取調掛であるが、前年七月には歌会始の古儀復興にむけて、中山・近衛・嵯峨・三条西が御歌会式取調御用掛を命じられ、さらに十二月には中山・久我・嵯峨らに「維新以前諸儀式取調」が命じられているから、そうした流れから吹上御文庫蔵書への関心が高まったのであろう。調査対象は『詩歌御遊記』・「詩懷紙写」・「院中日次」・「続公卿補任」・「公卿補任補欠」・「寿印箱」・「元勅封箱」・「黒タメ染宸翰入御箱」・「五雑俎」・「五車韻瑞」であったことが、『日記』に見えている（十二年二月二十四日・三月十八日条）。必要に応じて、蔵書は赤坂仮皇居の侍講局詰所に運ばれて調査された（『日記』同年二月二十四日条ほか）。

しかし、こうした調査の流れは、宮内省貴重書庫の中心ともいべき吹上御文庫の機能縮小にもつながった。

【史料15】『侍講日記』明治十二年十二月十日条（部分）

一、吹上乳牛舎脇御文庫ニ相蔵メ有之候

御宸翰并勅封物、悉皆明日中御書籍取調掛より受取、仮皇居へ運搬、

新築第四御文庫へ相納候様、⁽¹⁴⁾書記官より被達候ニ付、取調掛へ示談之

上、同掛より兩人、当局より老人同所へ出張、受取渡し可致筈之事、

まず、吹上御文庫蔵書のうち三条西ら御書籍御道具取調掛の調査が終了した宸翰・勅封物は、仮皇居の新築第四御文庫（後述）に収蔵されることとなったのである。実際に引き渡しと第四御文庫への収蔵が行われたことは、翌十一日条に見えている。この移送の要因は、赤坂仮皇居の侍講局から宮城内の吹上御文庫への往き来の不便さという、立地の問題にあったと考えられる。『日記』中、宮城内の吹上・賢所脇両文庫へ行くことは、いちいち「出張」と記され、用を済ますにも半日仕事だった様子がうかがえるし、文学御用掛（侍講局内設置）等による頻繁な調査が、吹上御文庫の利便性の悪さをより実感させ、赤坂仮皇居内の書庫を中心とする体制への移行を余儀なくさせたであろうことは、想像に難くない。その後も、吹上御文庫は貴重書庫としての使命を果たしているが、『日記』中の記事も収蔵よりも持ち出しに関するものが目立ち、侍講局管轄下の書庫の中心は第四御文庫に移りつつあった。

そうして、吹上御文庫が完全にその使命を終えるのは、明治十五年のことである。

【史料16】『侍講日記』明治十五年十月二十七日条（部分）

一、吹上元乳牛舎脇御文庫へ出張、御書籍箱悉皆 仮皇居へ取寄候ニ付、

御文庫不用之旨、書記官へ申立候事、

【史料17】『侍講日記』明治十五年十月二十八日条（部分）

一、吹上元乳牛舎脇御文庫、内匠課へ引渡之儀、本日申立候事、

【史料18】『侍講日記』明治十五年十月三十日条（部分）

一、吹上御文庫より取寄之御書籍、曝書之上新築御文庫へ入、

【史料19】『侍講日記』明治十五年十一月四日条（部分）

一、吹上乳牛舎脇御文庫之鍵式ツ、庶務課へ返入、深山落手之事、

【史料16・17】に「元乳牛舎」とあるとおり、隣接する乳牛舎もすでに廃止となっていた。これは、皇居造営のため吹上一帯もその用地として整理の対象になったからであろう。利便性の悪さから縮小傾向にあったところ、皇居再建事業が決定打となって、吹上御文庫は廃止を迎えたのである。

2 賢所脇御文庫

明治六年火災後、赤坂仮皇居内に賢所は建てられていたが、この「賢所」は宮城本皇居の旧賢所を指す。六年十月二十二日条に「皇城元賢所脇御蔵」「賢所御蔵」とあるのを『日記』中の初出としており、吹上御文庫に先んじる。

『日記』から確認される蔵書は、『怜野集』・『類題草野集』（以上、六年十月二日条）・『日記故事大全』・『貞観政要』・『楷行会編』（以上、八年四月八日条）・『通鑑綱目』（八年十月三日条）・『前漢書』・『後漢書』・『徳川氏系譜』・『正統文章軌範』（以上、十一年一月八日条）等歌書から漢籍まであり、吹上御文庫との質的差異は認められない。それゆえか廃止も早く、次の史料

のように吹上御文庫に吸収され、その役目を終えている。

【史料20】『侍講日記』明治十一年一月二十六日条（部分）

一、本日、賢所脇御文庫入之御書籍不残牛乳舎脇御文庫へ搬運之為メ、岡本定清早天々同所へ出張相成候事、

3 第三御文庫

続いて見えるのが、第三御文庫である。次に掲げたように『例規録』に宸翰用書庫と定められている。「内廷」とあるから、赤坂仮皇居にあったと考えられる。

【史料21】『侍講局例規録（自明治六年至明治十九年）』（識別番号六四三七）明治七年第三号「宮内省書籍借覧規則制定」第五款

第五款

一、歴聖ノ宸翰ハ別ニ目錄ヲ設ケ、詳明記載シテ之ヲ御櫃ニ納メ、管鑰ヲ施シテ、内廷第三ノ宝庫ニ藏ム、卿輔ノ指令ニアラサレハ、之ヲ開鎖スルヲ得ス、

実際に宸翰用書庫として機能したことは、『日記』明治九年五月十二日・八月九日・十日・十二年五月十三日・六月五日条に見えるが、このうち九年五月十二日条に「御宸翰入長持壺」が「是迄庶務課にて預第三御文庫ニ納有之候処、此度侍講にて御預リニ相成候様」とあるように、庫内には一部他部局管轄のものもあった。また、『群書類従』・『礼儀類典』・『史記』（以上、九

年八月二十三日条)、『古写本日本紀』(十一年一月二十一日条)、『源氏物語』(十二年六月五日条)と宸翰以外にも収められていた。

「御輔ノ指令ニアラサレハ、之ヲ開鎖スルヲ得ス、」と嚴重に管理された第三御文庫であったが、その終焉は吹上御文庫や賢所脇御文庫ほどはつきりしない。十二年六月五日に「宸翰入長持式棹・同源氏入奁箱」が第三御文庫から第四御文庫に移されており(『日記』同日条)、この前後から随時新築の第四御文庫に吸収され、廃止されたものと考えられる。

4 第五御文庫

赤坂仮皇居の御厩課脇にあつた第五御文庫は、明治九年十一月に侍講局に貸し渡されたものである。

【史料22】『侍講日記』明治九年十一月十四日条(部分)

一、書籍文庫壹ヶ所借用致度旨申立候処、御厩課脇第五番・第七番式ヶ所之内、可借渡旨、香川大丞(敬三)被達、仍て内匠課小平同行、岡本定清実場見分之処、第七番文庫ハ狭少ニ付、五番之方借用致候様、決定之事、

翌月十五日には、借り受けから一ヶ月の間に収蔵された図書の日録が作成されている(『日記』同日条)。また、その前日の十四日条には「同所錠前之封紙検印無之、白紙ヲ以而仕替有之、」とあり、書庫の施錠に関する希少な記事として興味深い。

収蔵物については、「御留守中(關西行幸中)ニ付、御書籍急用無之分四拾五箱」(『日記』明治十年二月二十七日条)が、翌十一年四月には「華頂宮御蔵本西洋書籍、

当局預り之分、」(『日記』同月八日条)が、また、前節で見たとおり同年五月には新収の宸翰類が、それぞれ第五御文庫に収められたことが見える。第三御文庫のような収蔵物の明確な基準は見いだせず、どちらかといえば暫定的な収蔵先としての性格を持っていたと推測される。

第五御文庫も、明治十二年に他の書庫同様、新築の第四御文庫に吸収されるかたちで廃止を迎えている。

【史料23】『侍講日記』明治十二年六月十三日条(部分)

一、第五番御文庫御厩ウシロ中之書籍、悉皆新築第四御文庫へ移転致シ候事、

但、第五番御文庫不用ニ付、内匠課へ返却之旨申入之所、白川勝文・有坂銓吉承知之事、

5 第四御文庫

前述のとおり、他の書庫にかわるものとして登場したのが、明治十二年新築の第四御文庫である。所在が赤坂仮皇居であることは、明治十二年十二月十日条に「仮皇居へ運搬、新築第四御文庫へ相納候」とあることから明らかである。二月に竣工して、部局ごとの部屋割りが決められ(『日記』同月二十四日条)、翌月には侍講局員・庶務課員による書架設置のための採寸がなされている(同三月十九日条)。そして、五月二十三日の「孝明天皇御詠草唐櫃一」(同日条)を皮切りに、六月五日、第三御文庫の「宸翰入長持式棹・同源氏入奁箱」(同日条)、同月十三日、第五御文庫全蔵書(【史料24】)、十二月十日、近衛忠熙献上本で古器物保存掛預かりであった「嵯峨天皇宸翰奁軸」・「宇多天皇宸翰奁軸」・「後鳥羽天皇宸翰奁軸」および吹上御文庫内の

「御宸翰并勅封物」すべて（同日条）、翌十一日には御書籍取調掛より受け取った勅封物・宸翰も収蔵されている。

これらの移送・収蔵に、中山忠能ら文学御用掛や御書籍御道具取調掛の関与が色濃くうかがえることからすると、第四御文庫の建設は、当初から両掛の調査を前提としたものだったと考えうる。すなわち、先述のように利便性を欠いた吹上御文庫に替わる、頻繁な調査に適した赤坂仮皇居内の大型書庫として、第四御文庫が建設されたのである。

明治十五年に廃止となった吹上御文庫の蔵書を引き継いだのも、第四御文庫であった。【史料18】等のように、曝書を兼ねつつ蔵書の移送が行われている。記事にはただ「新築御文庫」とのみあるが、十五年までの間に新たに書庫が建設された様子は見えないので、第四御文庫を指しているとみて間違いないだろう。かくして、第三・第五・吹上各御文庫の蔵書を引き継いだ第四御文庫は、侍講局所管の中心のかつぽほ唯一の書庫となった。

このように侍講局のもとでは、複数の書庫が様々に変遷しつつ使用されていたのであった。その背景には、次のような事情が推察される。

【史料24】『侍講日記』明治十一年十月二十六日条（部分）

一、静寛院宮御書籍式長持、内廷課前廊下へ置候所、内廷課取片付之儀談シ有之、依而書篋取出し、御玄関広間西ノ梯子壇下押入れへ暫時積置候事、

但、二長持明キ候得共、置キ場無之ニ付、調度課へ引渡シ候所、伊沢受取之事、

この【史料24】によれば、明治十年に没した静寛院宮（和宮親子内親王、一四代将軍徳川家茂後室）の旧蔵圖書が、宮内省に引き取られて侍講局の管轄となったが、置き場に困り、内廷課前廊下を経て、長持から出されて玄関広間西の梯子壇下押入れに格納された。長持自体も置き場がなく、調度課へ渡された。宮城内に二ヶ所（吹上・賢所脇）、赤坂仮皇居に二ヶ所（第三・第五）の書庫を有していた侍講局であるが、古典籍の移入がピークを迎えた明治十一年には、その膨大な蔵書を収蔵する場所がなくなっていたのである。

第四御文庫竣工後も、収蔵場所の不足は補えなかったようで、明治十四年には、「兼テ侍講へハ土蔵老棟御渡相成居候へトモ、是以狹隘故」、侍講局から内匠課へ再び「相応之土蔵老棟新築御渡」の申し立てがなされた。卿輔もいったんは通過したが、「本年度営繕費定額出払候ニ付、諸費額請求伺書難指出旨ニ而」（『日記』同年十二月七日条）、申立書は内匠課から返却されている。²⁰

むすびにかえて ― 図書寮への引き継ぎ ―

宮内省の古典籍・歴史資料の一大集積地となった侍講局であったが、明治十七年一月、各省図書集中管理を目的とした太政官文庫が新設され、同年八月、省内に系譜・記録の編輯と古典籍・古美術品の保存管理を管掌する図書寮が設置されると、徐々にその位置付けを変えていく。十八年四月には、太政官文庫へ書籍が一部移管される（『日記』同月十五日条）などしているが、ここでは「はじめに」で述べたとおり、特に図書寮とのかかわりに注目してみたい。

十七年十二月には、図書寮の求めに応じて、「侍講局所管御書籍目録四冊」が謄写され、図書寮へ渡されている（『日記』同年十月二十九日・十二月二十七日条）。これは、「神書・国史・雑史・有職・記録・系譜・法律・和雑書・図画・聖学十図・淳化法帖等・語言・訳書」、「御集・撰集・家集・歌合・歌書・和文随筆・紀行等・物語・日本紀古写本・神皇正統記北畠親筆」、「平田篤胤著述書・足代弘訓編集書・静寛院宮御遺本・伊地知正治献本和漢共・新井白石遺本・朝儀部類・侍従局備本・式部寮預・御系譜課預・御陵墓課預」、「漢籍類」の四冊であり、当該期の侍講局による管理が種目・旧蔵別でなされていたことがうかがえる。

その後、侍講制度は明治十八年十月に廃止を見るが、侍講局員は御書籍掛として再編され（『日記』同月十九日条）、所管図書はそのまま彼らの管轄下に置かれた。そして、所管図書の図書寮への移管が決定したのは、明治十九年二月六日（『史料25』）。同月四日に定められた宮内省官制で、図書寮が「帝室ノ記録図書及宝器美術保存ノ事ヲ掌ル」とされたことによる。

【史料25】『侍講局例規録（自明治六年至明治十九年）』明治十九年第一号

元侍講局

従前其局主管ノ書籍ヲ図書寮へ引渡スヘシ、

明治十九年二月六日

宮内省（朱印）

侍講局并文学御用掛被廢候ニ付テハ、是迄該局管掌候書籍図書ハ、以来当寮ニ於テ管掌候義ト存候条、右書目録ヲ添へ、当寮へ引渡候様、元該掛員へ御達相成候様致度、此段及御照会候也、

明治十九年二月六日 図書頭井上毅

内事課長桜井能監殿

追テ当寮引継主任山県篤蔵・境野熊蔵兩人へ相達置候也、

次の【史料26】のとおり、はやくも四日後の十日には引き継ぎが始まり、その間一ヶ月間ほどの中断をはさむ（『日記』同年二月二十六日条・同年四月一日条）ものの、三月一日には「御文庫錠前」等が図書寮へ引き渡され（『日記』同日条）、四月七日に引き継ぎ作業が完了した（【史料27】）。

【史料26】『侍講日記』明治十九年二月十日条（部分）

一、本日ヨリ於御文庫、図書寮掛リ員へ御書籍引継相始候事、

【史料27】『侍講日記』明治十九年四月七日条（部分）

一、元侍講局主管之御書籍并目録共、悉皆図書寮へ引継、本日相済候ニ付、兩名ヲ以宮内次官宛届出候事、

以上のように、草創期図書寮の所蔵・所管古典籍群は、明治十年代前半をピークに侍講局へ集中、管理されていたものであった。図書寮は、職掌的には編纂や保存を専らとする御系譜課・古器物保存并美術掛の系統を引くが、蔵書史的には侍講局の後継として位置づけられるのである。とはいえ、図書寮の設置から蔵書の引継まで二年のブランクを要したことは、旧侍講局の膨大な古典籍の移管が決して容易ではなかったことを示している。それは同時に、侍講局が古典籍管理において果たした役割の大きさも表しているとい

える。

しかしながら、侍講局時代の古典籍は、明治六年皇居焼亡の影響により、宮城・赤坂仮皇居両所の複数の書庫を頻繁に移動していた。これは、所管図書の際限のない増加と、古儀復興のための調査の利便性の二点によるものであり、保存における明確な指針や計画は看取しがたい。古典籍や歴史資料において、保存の対象たるべき歴史的文化遺産としての面よりも、古儀調査のための道具としての面が強く意識されていた結果であろう。保存において一定の方向性が示されるのは、明治二十二年の帝国博物館の図書寮からの分離独立や、その後の官制改定を待たねばならない。

以上、同時代の政治・社会動向との関連や、国内アーカイブズ成立史における位置づけなど考察・検証は甚だ不十分であるが、蔵書史研究の一助となれば幸いである。

注

- (1) 公文書管理法の公布にともない、平成二十二年に宮内公文書館が新設され、宮内庁書陵部の所蔵資料は図書寮文庫と宮内公文書館に分類された。「図書寮文庫」の名称自体、このときの設置にかかるものだが、本稿では現在の図書寮文庫につながる資料群を指し示す語として、設置以前についてもこれを用いることとする。
- (2) 田島公編『禁裏・公家文庫研究』第一～四輯（思文閣出版、二〇〇三～二〇一二年）等参照。
- (3) 福井保『紅葉山文庫』（郷学舎、一九八〇年）、長澤孝三『幕府のふみくら』（吉川弘文館、二〇一二年）等参照。その多くは、内閣文庫として国立公文書館に所蔵されているが、一部は明治～昭和初期に図書寮文庫に移管された。
- (4) これらの内訳や個々の伝来・献上の経緯については、神田喜一郎「秘閣図書

の源流に就いて」（『歴史と地理』一八一四、一九二六年）、伊地知鐵男「蔵書史と新収書解説」（『書陵部紀要』一、一九五一年）、『図書寮叢刊 書陵部蔵書印譜 上・下』（宮内庁書陵部、一九九六・一九九七年）所収「解説」、飯倉晴武「近代の禁裏・公家文庫」（前掲註（2）田島編書第三輯、二〇〇九年）に簡潔にまとめられている。

- (5) 前掲註（2）田島編書所収の各論文参照。
- (6) 『明治天皇紀』明治十年八月二十九日条、『同』十二年四月二十一日条。
- (7) 宮内公文書館所蔵『侍講局 図書録（自明治六年至明治七年）』（識別番号乙二六七）明治六年第一号。
- (8) 前掲註（7）『図書録』明治六年第一号「宮内省受取状」。
- (9) 宮内公文書館所蔵『総務課 重要雑録（明治七年）』（識別番号二三二五〇）第一三三号。ただし、それ以前の明治六年十月にも、「西京御文庫中ノ書籍」三五箱が宮内省に到着し、御内儀課から侍読局へ引き渡されている（『日記』同月十九日条）が、詳細は不明である。
- (10) ①②計三三箱が【史料11】に「三拾六箇」とあるのは、「目録外」や「印落」二箱のカウントの差と考えられるが、なお不詳とせざるをえない。③三箱が【史料11】に「甲乙号式箇」とあるのは、「書籍類箱鍵入一箱」（御池庭並御内庭御文庫書目）後掲註（11）のカウントの有無によると考えられる。
- (11) 前掲註（7）『図書録』明治七年第一号。なお、同目録が桂宮郵紙に書かれているのは、作成者の宇田淵が桂宮家家令をつとめていたことによる。その他、同目録については後掲註（16）参照。
- (12) 『侍講局 図書録（自明治十四年至明治十七年）』（識別番号乙二六八）明治十四年第一号、明治十六年第一号。
- (13) 前掲註（12）『図書録』明治十五年第一号、明治十六年第二・三号。
- (14) 吹上御苑滝見茶屋は、同火災の際、明治天皇の避難先となっており、また、火災の三日後には吹上御苑にて閱兵が行われている。『明治天皇紀』明治六年五月五・八日条。

- (15) 『明治天皇紀』 明治十五年二月十日条。
- (16) 八年五月二十七日条にも「吹上御文庫取調済」とあり、数度にわたって調査・整理が行われ、その際に『吹上目録』も更新されたとも考えられるが、八年四月二日条に吹上御文庫より侍講局詰所へ引き取ったとある『帝鑑図説』は、『吹上目録』末尾の「仮皇居へ取寄之分」には含まれておらず、テの部に載せられている。このことから、『吹上目録』が八年四月以前の内容を記していると考えられる。また、本目録が明治六〇八年に使用が規定された一〇行罫紙に書かれていることも、この年代と齟齬しない。
- (17) 前掲註(7)『図書録』所収の「御池庭並御内庭御文庫目録」には、各書目の上に、朱点とともに朱書きで書目の頭文字が書かれており、書目のよみの確定と吹上御文庫内の箱分けの作業がなされたものと考えられる。
- (18) 『明治天皇紀』 明治十一年十二月二十六日・十二年一月十八日条。
- (19) 明治十二年三月以前作成の宮内公文書館所蔵『静寛院宮御書籍目録』(識別番号七〇〇三三)によると、この旧蔵書群は、天・地・人・甲・夏・秋・冬・花・鳥・風・月の一一箱に収められ、和漢の古典籍から明治初期刊行の書籍まで、総点数は一六〇書目、一三七二点となる。
- (20) 『侍講局 例規録(自明治六年至明治十九年)』(識別番号六四三七) 明治十四年第一号。『日記』 同年六月四日条にも関連記事がある。
- (21) 図書寮の成立については、宮内省・宮内府・宮内庁の組織に関する基礎的研究 一(『書陵部紀要』六四、二〇一三年)に詳しい。
- (22) 前掲註(12)『図書録』 明治一七年第二号。
- (23) 『法令全書』 明治十九年、宮内省達第一号。